

趣意書

1. 青く豊かな海、美しい浜辺。それは地球に住む人類みんなの貴重な財産です。地球表面の7割を占める海は生命の源です。産卵場や稚仔魚の住処として重要性が知られてきた海藻類は、最近では地球温暖化対策に貢献する炭素吸収源（ブルーカーボン）としても注目されています。

近年、各種の廃棄物や汚水等によって海や浜辺の環境汚染が深刻化しています。このため国が取り組む海の環境保全と連携しながら、全国各地の海や浜辺などで展開されている環境美化運動や保全活動を、全国的な運動として盛り上げ、青く豊かな海や美しい浜辺を取り戻すことが、今まさに必要となっています。

2. 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、次世代に今よりきれいな海を引き継ぐため、全国各地の漁業者や市民・ボランティアを支援し、海と渚の環境美化活動及び環境保全の啓発普及等に取り組んでいます。

具体的には海と渚の環境保全の為の各種調査研究、海浜清掃活動資材の提供、啓発普及活動等を推進しております。

3. 平成5年11月制定の環境基本法における地球規模での海洋汚染進行の指摘、平成6年の国連海洋法条約の発動に伴う海洋環境の保全、汚染防止の義務付けなど環境保全の重要性はますます強まっております。

平成13年には「水産基本法」においても、水産生物の生育環境の保全及び整備に努めるとの方針が示されております。

平成21年には、海岸漂着物処理推進法が制定されるなど、美しく豊かな自然を保護するための海岸環境の保全のため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに政府による基本方針の策定が行われています。

当機構としては、これらの要請をうけとめ、更なる海と渚の環境美化の推進を通じて社会公益の増進に寄与したいと思っています。

4. 当機構では、上記事業のうち海と渚環境美化関連事業に要する経費に充てるため、当機構の事業・目的にご賛同いただける方々からの募金「海の羽根募金」(寄付金)を募っています。

5. 募金又は寄付をしていただく場合には、郵便払込取扱票（送金手数料が無料になります）を当機構までご請求いただくか、下記の口座にご送金ください。

なお、下記口座へご送金頂く場合に発生した振込手数料について、当機構が発行する領収証は手数料込みの金額とさせていただきます。振込手数料の金額と領収証の送付先をご連絡くださいますようお願い申し上げます。

口座名

金融機関名 口座名（加入者名）：マリンプルー21

①ゆうちょ銀行から

記号：00190-8 No.135751

②他の金融機関から

店名：〇一九店（ゼロイチキョウ店） 店番：019

当座預金 No.0135751

お問い合わせ先

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 業務部

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-24 湯島ベアービル7階

電話：(03) 5800-0130 Fax：(03) 5800-0131

当機構の事業にご理解を賜り、募金・寄付金のご拠出を頂きますよう衷心よりお願い申し上げます。

※ 当機構への寄付金は、租税特別措置法により、所得控除が認められています。

平成25年7月17日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 岸 宏